

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学大学発ベンチャー称号授与規程

令和8年10月8日 規程第102号

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学(以下「法人」という。)は、大学の使命である学術研究の成果を社会に還元し、イノベーションを創出するための有力な手段として、教員等の起業(大学発ベンチャー)を積極的に支援する。

法人は、知的財産ポリシー(令和8年6月18日制定)に定める社会実装および技術移転の方針に基づき、社会健康医学の特性を踏まえたイノベーションの創出を推進する。その具体的手段として、既存企業との共同研究やライセンス契約による迅速な技術移転を図るとともに、法人の知的財産等を活用する大学発ベンチャーへの支援を行う。

これらを通じて、新産業の創出とイノベーション人材の輩出を促進し、地域産業の活性化、国際競争力の強化、ならびに持続可能な社会的価値の創出に貢献する。

(目的)

第1条 この規程は、大学発ベンチャーへの称号授与に関し必要な事項を定めることにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- (1) 法人と大学発ベンチャーとの関係性の明確化及び連携の強化
- (2) 法人の研究成果の社会還元及び情報発信
- (3) 法人関係者におけるベンチャー起業への意欲喚起

(定義)

第2条 この規程において「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の教職員・学生が設立し、又は設立に深く関与して起業したベンチャー企業（個人事業主を含む。以下同じ。）。なお、法人の教職員・学生であった者が設立したベンチャー企業については、教職員の退職、学生の卒業等からベンチャー企業設立までの期間が5年以内の場合に限り、本号のベンチャー企業に含むものとする。
- (2) 法人又は法人の教職員が所有する知的財産、研究成果、ノウハウ等を基に起業したベンチャー企業
- (3) 法人から技術移転を受けたベンチャー企業（設立後5年以内に限る。）
- (4) 法人との共同研究を基に、新たな事業を興したベンチャー企業
- (5) 法人の技術等を事業化する際に、法人独自の資金及び人材の供給システムを活用した企業
- (6) その他理事長が特に必要と認めるもの

(称号授与の要件)

第3条 大学発ベンチャーの称号を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 前条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当し、大学発ベンチャーの称号を受けるのにふさわしい事業を行う企業であること。
- (2) 事業内容が公序良俗に反しないこと。
- (3) 法人に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 法人の教職員が起業したものにあつては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員兼業規程（令和3年4月1日規程第16号）、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学利益相反マネジメント規程（令和3年4月1日規程第36号）及びその他法人における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、地域・産官学連携委員会要綱（令和3年10月27日制定）に規定する地域・産官学連携委員会（以下「委員会」という。）に置く。

- 2 前項の審査委員会に関する事項は、別に定める。

(称号授与の手続等)

第5条 申請者は、大学発ベンチャー称号授与申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、理事長に申請する。

- 2 理事長は、前項の申請があつたときは、速やかに審査委員会にその審査を付議する。
- 3 審査委員会は、申請者から提出された申請書に基づき審査を行うものとする。なお、審査委員会が必要と認めたときは、申請者に対し関連資料の提出を求め、及び面接を行うことができる。
- 4 理事長は、審査結果を踏まえ、授与すべきものと認めた場合は、授与の決定を行うものとし、大学発ベンチャー称号授与審査結果通知書（様式第2号）により、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(称号の授与)

第6条 理事長は、大学発ベンチャーの称号授与を決定した場合は、称号記（様式第3号）により、「静岡社会健康医学大学院大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

- 2 理事長は、称号の授与を行ったときは、法人のホームページへの掲載等により公表できるものとする。

(使用の制限等)

第7条 大学発ベンチャーは、当該企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために称号を使用してはならない。

- 2 大学発ベンチャーは、広告又は宣伝に称号を用いる場合、事前に理事長に届

け出なければならない。この場合において、理事長は、当該使用が不適当と認めるときは、審査委員会の議を経て、当該広告又は宣伝における称号の使用を停止することができる。

(活動内容の報告等)

第8条 大学発ベンチャーは、毎年6月末日までに、活動内容報告書(様式第4号)により、その前年度における活動内容を理事長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかの事由があったときは、代表者又は清算人は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(1) 会社法の規定による解散

(2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て

(5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)第21条及び第22条の規定による罰則の裁判による確定

(申請内容の変更)

第9条 大学発ベンチャーは、第6条の規定による称号を授与された日以後において申請内容に変更が生じた場合は、速やかに大学発ベンチャー称号授与内容変更届(様式第5号)により、理事長あてに届け出なければならない。

(大学発ベンチャーへの育成支援内容)

第10条 法人は、大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次に掲げる育成支援を行うことができる。

(1) 「静岡社会健康医学大学院大学発ベンチャー」の称号の使用

(2) 施設、研究設備等の利用の許可

(3) 知的財産権の取得及び活用の支援

(4) 相談対応及び他企業への紹介又は仲介

(5) ホームページ等における広報

(6) その他理事長が必要と認める支援

2 前項各号に掲げる育成支援を受ける大学発ベンチャーは、法人における関係規程等を遵守しなければならない。

3 法人は、第1項各号の育成支援の内容に応じ、一定の対価を求めることができるものとする。

(称号の返付)

第11条 大学発ベンチャーは、大学発ベンチャーの称号の返付を、理事長に申し出ることができる。

2 理事長は、前項の申し出を受けたとき、申し出を認めるものとする。

(称号授与の取消し)

第12条 理事長は、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、大学発ベンチャーの称号授与を取消することができる。

- (1) 大学発ベンチャーが第2条の定義から著しく逸脱した場合
- (2) 大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他法人の不名誉となるおそれがあり、大学発ベンチャーの称号を保持させることが適当でないと理事長が認める場合

2 前項による称号授与の取消しを受けた大学発ベンチャーは、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以後、大学発ベンチャーの称号の授与を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(免責)

第13条 法人は、大学発ベンチャーの称号授与により、大学発ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質並びに大学発ベンチャーの経営状況を保証するものではなく、大学発ベンチャーが負う法的責任について、法人は何ら責任を負うものではない。

2 称号の授与又は称号の授与取消しにより、大学発ベンチャー又は第三者に損害が生じた場合であっても、法人は、当該損害を賠償する義務を負わない。

(損害賠償)

第14条 大学発ベンチャー（称号授与を取り消された企業を含む。）は、故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、教務課において行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年10月8日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

公立大学法人
静岡社会健康医学大学院大学
理事長 様

(申請者)
所 属
職 名
氏 名 印

静岡社会健康医学大学院大学発ベンチャー称号授与申請書

下記のとおり大学発ベンチャーの称号授与を申請します。
なお、授与のうえは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学大学発ベンチャー称号授与規程その他の諸規則を遵守することを誓約します。

記

①企業名		
②所在地	〒	
③代表者名		
④代表者区分		
⑤連絡先	電話番号	
	E-mail	
⑥事業開始日等	事業開始予定日	
	設立予定日	
⑦分野		
⑧資本額 (又は出資の総額)		
⑨常時使用従業員数		
⑩事業形態		
⑪事業概要		
⑫事業化しようとする 研究成果の概要		

⑬設立形態	
⑭法人の研究成果であることの説明（関連する研究者名等）	
⑮法人において事業化を行う必要理由	
⑯事業計画及び収支計画	

【記入要領】

- ④「代表者の区分」：以下の中から選択して記入。

教職員、学生、第三者

- ⑥「事業開始日」：営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり、個人事業の開始にあつては、所得税法第 229 条の「開業の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。

- ⑦「分野」：以下の中から選択して記入。

IT（ソフト、ハード）、バイオ・医療、環境、素材・材料、機械・装置、その他

- ⑩「事業形態」：以下の例を参考に記入。

（例）株式会社、合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLP）、事業協同組合、特定非営利活動法人 等

- ⑬「設立形態」：以下の中から選択して記入。

ア 法人で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業されたもの

イ 法人の教職員又は学生が、己の所有する特許を基に起業したもの

ウ 認定申請の日において退職、卒業又は修了の日から 5 年以内の法人の元教職員又は元学生が、自己の所有する特許を基に起業したもの

- ⑭「法人の研究成果であることの説明」：例えば、特許権の場合は発明者とその所属を記入。

- ⑯「事業計画及び収支計画」：設立後 5 年間（様式自由、別添可）

【添付資料】

- ・ 個人の場合 a 又は b

a 事業を開始した日が確認できる書類：所得税法第 229 条に基づき、税務署長に提出された「開業の届出」、税務署受付印のあるものの写し 等

b 1 年以内に創業を行おうとする個人にあつては、その旨の誓約書

- ・ 法人の場合 c 又は d

c 設立の日が確認できる書類：法人税法第 148 条に基づき、税務署長に提出された「設立の届出」、税務署受付印のあるものの写し 等

d 定款、寄付行為、規則、規程又は規約の写し

様式第2号（第5条第4項関係）

年 月 日

様

公立大学法人
静岡社会健康医学大学院大学
理事長

大学発ベンチャー称号授与審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった大学発ベンチャー称号授与申請書について、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学大学発ベンチャー称号授与規程第5条第2項に基づき審査した結果について、同条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

貴社に、静岡社会健康医学大学院大学大学発ベンチャーとしての

- ・称号を授与する（第 号）
- ・称号を授与しない
（理由）

様式第3号（第6条関係）

第 号

称 号 記

名 称
代 表 者
設立年月日

静岡県社会健康医学大学院大学発ベンチャーの称号を授与します

年 月 日

公立大学法人
静岡県社会健康医学大学院大学 理事長

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

公立大学法人

静岡社会健康医学大学院大学

理事長

様

（大学発ベンチャー）

称号 第 号

商号

所在地又は住所

代表者氏名

静岡社会健康医学大学院大学発ベンチャー活動内容報告書

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学大学発ベンチャー称号授与規程第8条第1号の規定により、下記のとおり報告します。

記

（提出書類）

- ・直近の事業年度の決算書の写し
- ・その他、必要と認めるもの

※理事長からの委任を受けた地域・産官学連携委員会が示すもの等

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

公立大学法人

静岡社会健康医学大学院大学

理事長

様

（大学発ベンチャー）

称号 第 号

商号

所在地又は住所

代表者氏名

静岡社会健康医学大学院大学発ベンチャー称号授与内容変更届

認定内容の変更に伴い、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学大学発ベンチャー称号授与規程第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容
（変更前）
（変更後）

3 証明書類
（例：登記簿謄本）

※その他、変更内容が分かる書類（写可）を添付